

佐世保労働基準監督署発表
令和7年3月18日(火)

令和7年3月18日(火)

【照会先】

佐世保労働基準監督署

副署長 いしみだいすけ
石見大輔

監督課長 いしづひろき
石津洋超

電話 0956 - 24 - 4164

最低賃金法違反容疑で2つの事件を書類送検

佐世保労働基準監督署（署長 俵勝利）は、本日、最低賃金法違反の容疑で、以下の2つの事件を佐世保区検察庁に書類送検しました。

【 1つ目の事件 】

～ 5か月分の賃金不払いの疑い～

【事件の概要】

労働者2名に対し、令和5年11月から令和6年3月分の5か月間の定期賃金（合計226万円）を、それぞれの所定支払日までに支払わなかった疑い。

1 被疑者

(1) 有限会社ことぶき運送

所在地：長崎県東彼杵郡波佐見町

業種：道路貨物運送業

(2) 代表取締役 A

2 違反条文

被疑者有限会社ことぶき運送、被疑者代表取締役Aともに、

最低賃金法違反

同法第4条第1項（最低賃金の効力）

同法第40条（罰則）

同法第42条（両罰規定）

3 被疑内容

最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないことが規定されていますが、被疑者代表取締役Aは被疑者有限会社ことぶき運送の労働者2名に対する令和5年11月から令和6年3月分の5か月間の定期賃金（合計226万円）を、それぞれの所定支払日までに支払わなかった疑いがあるものです。

（長崎県最低賃金額：令和5年10月13日以降1時間898円）

【 2 つ目の事件 】

～ 3 か月分の賃金不払いの疑い～

【事件の概要】

労働者 5 名に対し、令和 5 年 10 月から 12 月分の 3 か月間の定期賃金（合計約 300 万円）を、それぞれの所定支払日までに支払わなかった疑い。

1 被疑者

(1) エコ・クリーン株式会社

所在地 : 長崎県佐世保市棚方町

業 種 : 建設工事業

(2) 代表取締役 B

2 違反条文

被疑者エコ・クリーン株式会社、被疑者代表取締役 B とともに、

最低賃金法違反

同法第 4 条第 1 項（最低賃金の効力）

同法第 4 0 条（罰則）

同法第 4 2 条（両罰規定）

3 被疑内容

最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないことが規定されていますが、被疑者代表取締役 B は被疑者エコ・クリーン株式会社の労働者 5 名に対する令和 5 年 10 月から 12 月分の 3 か月間の定期賃金（合計約 300 万円）を、それぞれの所定支払日までに支払わなかった疑いがあるものです。

（長崎県最低賃金額：令和 4 年 10 月 8 日以降 1 時間 853 円、
令和 5 年 10 月 13 日以降 1 時間 898 円）

4 その他

最低賃金法第 4 条と労働基準法第 24 条は法条競合関係であり、特別法に当たる最低賃金法第 4 条違反で送致するものです。

【参照条文】

○最低賃金法

(最低賃金の効力)

第四条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

(第2項から第4項 略)

(罰則)

第四十条 第四条第一項の規定に違反した者(地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。)は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

<参考>

○労働基準法

(賃金の支払)

第二十四条

賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

2 賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金(第八十九条において「臨時の賃金等」という。)については、この限りでない。

(罰則)

第二百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第十五条第一項若しくは第三項、第十八条第七項、第二十二条第一項から第三項まで、第二十三条から第二十七条まで、第三十二条の二第二項(第三十二条の三第四項、第三十二条の四第四項及び第三十二条の五第三項において準用する場合を含む。)、第三十二条の五第二項、第三十三条第一項ただし書、第三十八条の二第三項(第三十八条の三第二項において準用する場合を含む。)、第三十九条第七項、第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十八条、第八十九条、第九十条第一項、第九十一条、第九十五条第一項若しくは第二項、第九十六条の二第一項、第百五条(第百条第三項において準用する場合を含む。)又は第百六条から第百九条までの規定に違反した者

(第2号~第5号 略)